

証券コード 6063
2025年3月12日

株 主 各 位

東京都文京区小石川一丁目21番14号
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表取締役社長 倉 田 潔

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第22回定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

《当社ウェブサイト》

<https://emergency.co.jp/ir/stock/stockholdersmeeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）欄に「日本エマージェンシーアシスタンス」またはコード欄に「6063」を入力・検索し、「基本情報」⇒「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

《東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

また、総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都文京区小石川一丁目21番14号 NRK小石川ビル
当社本社 1階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第22期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第22期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。また、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から下記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいたします。

①事業報告に記載された事項のうち以下の事項

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 株式の状況
- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針

②連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

③計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

④監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ・計算書類に係る会計監査人の監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (3) インターネットと議決権行使書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱います。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

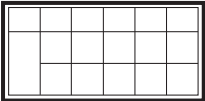
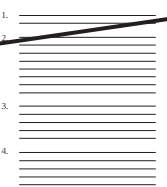


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

		
株主総会にご出席される場合	書面（郵送）で議決権を行使される場合	インターネットで議決権を行使される場合
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。	次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。
日 時	行使期限	行使期限
2025年3月27日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）	2025年3月26日（水曜日） 午後6時到着分まで	2025年3月26日（水曜日） 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 XX 個	
〇〇〇〇	御中		
××××年 ×月××日			
			
〇〇〇〇〇〇〇〇			
			
		〇〇〇〇〇〇	

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

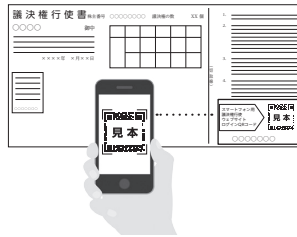
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

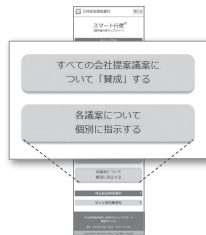
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

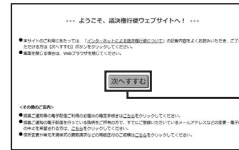
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、景気は穏やかに回復を示すものの、消費者物価の上昇、長期化するウクライナ情勢、緊迫化する中東情勢、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動、円安傾向の恒常化や資源エネルギー価格の高騰など、引き続き厳しい状況が続いております。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える出国日本人数につきましては、2024年通年では前年比35.2%増の13,007千人と増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻っておりません（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

海外からの訪日外客数については、2024年通年では前年比47.1%増の36,869千人となり、2019年比で15.6%増と、過去最高であった2019年の31,882千人を約500万人上回り、年間過去最高を更新しました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

医療アシスタンス事業の売上高は、訪日外客数が急回復を遂げ、年間過去最高を更新したものの、出国日本人数は足元では着実に回復しておりますが、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が2023年5月末をもって終了した影響を補うまでには至らず、また、EMIS（広域災害・救急医療情報システム）代替サービス事業がシステム構築の開発スケジュールに遅れが生じた関係で当期での売上計上を2025年12月期に繰り延べた影響により、前期比で減少となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,908百万円（前期比19.2%減）と減収になりました。また、当連結会計年度の売上原価も、2,108百万円（前期比21.8%減）と減少し、販売費及び一般管理費は747百万円（前期比2.4%増）、営業利益は52百万円（前期比69.9%減）、経常利益は63百万円（前期比64.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は48百万円（前期比60.0%減）となりました。

セグメントの状況は次のとおりであります。

(医療アシスタンス事業)

(i) 海外旅行保険の付帯サービス

海外旅行保険の付帯サービスにつきましては、出国日本人数が徐々に回復傾向にあること等から、売上高は前期比で増加し、2019年と同等の水準にまで改善しております。

(ii) 法人向け医療アシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス

当社グループは医療アシスタンスサービスとセキュリティ・アシスタンスサービスの両サービスを企業・大学に提供しております。

法人向け医療アシスタンスサービスは、売上高が前期比で増加し、安定的な収入源として寄与しております。セキュリティ・アシスタンスサービスは、企業向けの地政学的な有事に備えるための緊急退避基本マニュアルの提供により、前期比で増加しました。また大学向けの留学生危機管理サービスにつきましても、夏以降の留学生の増加により、売上高が前期比で増加しました。

(iii) 救急救命アシスタンス事業

救急救命アシスタンス事業は、民間企業が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が、病人や怪我人の対応を行う事業（EAJプロジェクトアシスト）です。

現場サイトでのプロジェクト事業が2024年10月で終了したため、前期比で売上高は減少しました。

(iv) 国際医療事業（医療ツーリズム）

国際医療事業（医療ツーリズム）につきましては、案件数の増加により、売上高は前期比で増加しております。中国での未病段階のヘルスケア/ウェルエイジングへの関心が高まっており、ベトナムや韓国等からの需要も増加傾向にあります。こうした市場構造の変化を捉える事業体制に刷新するとともに、国内外の医療機関、エージェントとの連携強化を図り、国際的な医療交流のプラットフォーマーを目指します。

(v) 訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業

日本国内で外国人が病気や怪我など不測の事態が起こった場合の医療アシスタンスサービスの提供機会は、訪日外客数の増加にともない増加し、売上高は前期比で増加しております。

(vi) 官公庁受託事業（ワンストップ相談窓口）

厚生労働省や大阪府その他の自治体より、外国人診療に関する相談窓口を順調に運営し、医療機関向けの相談対応業務を実施しております。厚生労働省からの受託額の減少により、売上高は前期比で減少しました。今後、地方自治体や医療機関との外国人患者受入に関する連携の一層の強化を目指します。

(vii) EMIS（広域災害・救急医療情報システム）代替サービス事業

かねてより「ACS（Assistance Cloud Service）関連事業」として取り組んでまいりました新規事業につきまして、厚生労働省から「ローコーディングツール等を軸とした保守性・拡張性・連携性の高い現場視点のEMIS代替サービス提供・運用等に係る業務一式」を受託しました。当社は、本業務においてローコーディングツールを活用し、迅速かつ効率的な開発を行うことで、現場の要望に柔軟に応え、災害時の情報連携を強化し、我が国の災害対応力の向上に大きく貢献してまいります。

売上高については、システム構築の開発スケジュールに遅れが生じた関係で当期での計上を繰り延べ、2025年12月期において売上を一括して計上する見込みであります。

なお、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が、2023年5月をもって終了したため、官公庁受託事業全体の売上高は、前年比で減少となりました。

これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は2,459百万円（前期比22.8%減）、セグメント利益は438百万円（前期比22.4%減）となりました。

(ライフアシスタンス事業)

ライフアシスタンス事業につきましては、既存取引先との契約見直しにともない、前期比で売上高が増加しました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は449百万円（前期比8.5%増）、セグメント利益は100百万円（前期比28.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、当社グループの経営基盤を強化するための設備投資を行いました。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称

当連結会計年度

医療アシスタンス事業

43,571千円

医療アシスタンス事業では、主に留学生危機管理サービスにおける基幹業務システムの設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

(2) 連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2021年12月期)	第 20 期 (2022年12月期)	第 21 期 (2023年12月期)	第 22 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高 (千円)	4,358,535	6,241,218	3,598,924	2,908,717
経常利益 (千円)	243,651	729,653	181,276	63,791
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	178,869	500,052	119,981	48,025
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	71.00	198.50	47.63	19.06
総 資 産 (千円)	3,802,999	3,932,841	3,685,357	3,807,673
純 資 産 (千円)	1,080,621	1,605,847	1,713,934	1,803,223
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	419.16	624.46	663.30	697.06

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2021年12月期)	第 20 期 (2022年12月期)	第 21 期 (2023年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	4,334,078	6,210,354	3,570,305	2,866,002
経 常 利 益 (千円)	218,818	700,196	153,038	21,858
当 期 純 利 益 (千円)	154,454	477,364	98,632	11,262
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	61.31	189.49	39.15	4.47
総 資 産 (千円)	3,520,926	3,606,013	3,274,132	3,331,473
純 資 産 (千円)	802,650	1,262,858	1,313,772	1,316,686
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	308.82	488.31	504.46	503.93

- (注) 1. 第19期は、前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当社グループの主要事業である海外旅行保険付帯の医療アシスタンスサービスやインバウンド事業等既存事業は、依然として低迷を余儀なくされている状況です。一方、厚生労働省から受託しております「入国者等健康フォローアップセンター業務」が売上増に大きく貢献し、増収増益となりました。
2. 第20期は、医療アシスタンス事業の売上高は、海外旅行保険付帯の医療アシスタンスサービス等既存事業が出国日本人数や訪日外客数の増加傾向にともない、着実に回復の兆しが見られたこと、また厚生労働省から受託した「入国者等健康フォローアップセンター業務」及び東京検疫所から受託した「検疫手続確認センター業務」が売上増に大きく貢献したことなどから、前期比で増加しました。
3. 第21期は、医療アシスタンス事業の売上高は、訪日外客数が新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に迫る戻りをみせ、出国日本人数は同水準には届いていないものの、足元では着実に回復の兆しが見られる中、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類（危険性の高い感染症）から5類（既知の感染症）に移行されたことから、その役割を終え、5月末をもって終了したため、前期比で減少しました。
4. 第22期は、訪日外客数が急回復を遂げ、年間過去最高を更新したものの、出国日本人数が足元では着実に回復しつつも2019年の水準には届いておらず、厚生労働省から受託しておりました新型コロナウイルス感染症関連事業が2023年5月末をもって終了した影響を補うまでには至らず、医療アシスタンス事業の売上高が減少したことにより、前期比で減少となりました。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	150,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	250,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	165,000シンガポールドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	7,000,000タイバーツ	100.0% (5.7%)	医療アシスタンスサービスの提供
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	620,000カナダドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供

(注) 1.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社であります。

2.議決権比率の()内の数値は間接所有割合を内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は、コロナ特需の影響が完全に払拭され、本業回帰による2019年度と同水準の売上獲得と増加する固定コストを吸収しつつ利益を確保することができた1年ではしたが、2025年度は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の要請に応え、次の対処すべき課題に取り組み、中長期的な企業価値向上を実現する初年度といたします。

<優先的に対処すべき課題>

1. 中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現
売上や利益水準を意識するととどまらず、バランスシートを基礎とする資本収益性を意識し、企業価値向上に資する経営資源の適切な配分が求められる
2. 事業ポートフォリオの見直し
既存事業の収支改善を図り、採算性改善の可能性の低い事業の縮小、撤退を含めた抜本的な見直しを進め、会社全体の収益性の改善を図る必要がある
3. 業務プロセスの抜本的改革～業務品質の向上による事業拡大
会社全体で業務プロセスを見直し、業務効率の向上と採算性及び働きやすさを大幅に改善するとともに、品質を向上させ事業拡大を図ることが急務
4. 新規ビジネス分野のさらなる展開
中長期的な収益確保に資する事業を取り込み、環境変化にも強い事業ポートフォリオを構築して持続的な成長を可能にしなければならない

<経営方針の実行方策>

1. 中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現
～収益性、成長性、企業価値、バランスシートなど資本コストや株価を意識した経営を推進し、資本コストを上回るROE 8%を目指す
 - (1) 2025年-2027年中期経営計画の策定
 - (2) 事業の採算性、効率性を計測しやすくするとともにKPI（重要業績評価指数）を設定して経営管理の高度化を図る
 - (3) KPIに基づくキャピタルアロケーションを実現する
 - (4) 適切なコンプライアンス・リスク管理、品質管理、情報セキュリティ対応及び個人情報保護に取り組む
2. 事業ポートフォリオの見直し、多様化
 - (1) 既存分野の収益性改善を進めつつ状況を把握、収益性の改善余地が見込まれない部門・事業・プロダクト・契約先の取捨選択を進める

- (2) 成長分野・高収益分野への積極的な投資
- 3. 業務プロセスの抜本的改革、事業の効率性引き上げ
 - ～業務品質の向上による事業拡大
 - (1) オペレーション部門での生成A I ツール導入ほか各部門での業務D X化の積極推進により、業務の効率化・均質化・高度化と働きやすさの向上を図り、業務品質のレベルアップを図る
 - (2) 基本ナレッジと定型業務は生成A I に任せ、担当者は顧客対応に専念できる体制を構築、顧客の期待値・ニーズに沿ったサービス提供で顧客満足度を高める
 - (3) 効率的かつ働きやすい組織体制を構築、業務効率化に合わせた組織改編、海外拠点の役割・機能の高度化を進める
 - (4) 人材の多様化、高度人材の育成・確保を図る
- 4. 新規ビジネス分野のさらなる展開
 - ～E A J の強みを最大限に活かしてプレゼンスを高め、持続的成長を図る
 - (1) 高度な専門性を備えたセキュリティ・リスク管理/災害対応等の新機軸創設
 - (2) A C S 関連事業では厚生労働省から受託したE M I S 事業の拡張と横展開推進
 - (3) 予防、ウェルエイジング、健康などの社会的ニーズを捕捉する新事業の開拓

なお、今後の当社グループの経営・事業環境及び業績動向をしっかりと見極めつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2024年12月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	倉 田 潔	EJUS取締役、EJS取締役、EJC董事長、EJT取締役、EJCA取締役、企画部管掌、IR室管掌、営業部担当、RMS部担当、情報システム部担当
取 締 役 副 社 長	ソル・エーデルスタイン	海外センター担当、EJUS代表取締役、EJCA取締役 Vanter Cruise Health Services, Inc. CEO ジョージワシントン大学医学部教授
取 締 役	吉 井 眞 一	経理部管掌、CRMソリューション部担当、クレームアドミニストレーション部担当、総務人事部担当、クレームアドミニストレーション部長
取 締 役	藤 本 康 二	医療事業部長 東京科学大学特任教授、 同大学医療イノベーション機構機構長 付／シニアURA 住友ファーマ株式会社社外取締役
取 締 役 常 勤 監 査 等 委 員	土 屋 聡 美	
取 締 役 監 査 等 委 員	勝 田 和 行	監査等委員会議長
取 締 役 監 査 等 委 員	三 宅 秀 夫	三宅秀夫公認会計士事務所所長 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役

- (注) 1. 取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。
6. EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。
7. EJCの正式名称是北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
8. EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co., Ltd.であります。
9. EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び管理職等の従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設定することにより、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」。）を決議しております。また、2022年4月20日開催の取締役会において、役員賞与に関する決定方針を追記する改訂を行っております。

また、当社では、社外取締役を含む取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「a.」から「e.」までについて同じ。）の報酬等は、固定報酬としての月例の基本報酬及び役員賞与並びに非金銭報酬等としてのストック・オプションにより構成される。なお、その割合については、役位、職責等を踏まえて、適宜、取締役会にて決定する。
- b. 月例の基本報酬の額は、月例の固定報酬のみとし、その額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会の決議により承認された年額150,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）の報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員給与の水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- c. 役員賞与は、当社の業績、社会情勢等を踏まえて支給の有無を決定するものとし、その額は、上記基本報酬と合わせて上記「b.」の報酬限度額の範囲内で、各取締役の役位、職責、在任年数、貢献度、当社の業績、財務状況及び従業員に対する賞与の額等をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- d. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、ストック・オプションを付与する。なお、ストック・オプションは、当社の業績、社会情勢等を勘案して、都度、株主総会の決議を経た上で付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員に対して付与する水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。
- e. 当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例の基本報酬の額、役員賞与の額及びその支給時期、並びにストック・オプションの個数の決定とする。社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、適宜監督するものとする。

ロ．当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	43,269 (－)	42,900 (－)	－ (－)	369 (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,610 (4,650)	14,610 (4,650)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	57,879 (4,650)	57,510 (4,650)	－ (－)	369 (－)	6 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の上記人員には無報酬の取締役1名は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等の内容は賞与であります。業績連動報酬としての賞与については、「連結売上高」及び「連結経常利益」を主な指標としております。この理由は、業績伸長を図るための経営努力の結果を、最もよく反映する指標であると考えためであります。具体的には、各事業年度の連結売上高と連結経常利益の実績額等を基礎に、社会情勢、職責、貢献度等の定性的要素も加味し決定しております。なお、当事業年度の役員報酬の指標とした連結売上高は2,908百万円、連結経常利益は63百万円でした。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、当期の費用計上額を記載しております。新株予約権の割当ての際の条件等は「イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」のとおりであります。
5. 監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、5名です。
6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年3月25日開催の第13回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長倉田潔に対し監査等委員でない各取締役の基本報酬の額、役員賞与の額及びその支給時期、並びにストック・オプションの個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、三宅秀夫公認会計士事務所所長及び株式会社マネジメントエンジン・ジャパンの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要

会社における地位及び氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員 勝田 和行	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席しました。保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事としての経験に基づく高い専門的知識を活かし、経営全般に関する助言やコンプライアンス、リスクマネジメント等に関する発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 監査等委員 三宅 秀夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席しました。公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

⑥ 執行役員制度

当社は、2022年3月25日開催の第19回定時株主総会終結後より、執行役員制度を導入いたしました。現在の執行役員は6名で、執行役員営業開発部担当（兼）営業開発部長 麻田万奈、執行役員企画部・I R室担当（兼）企画部長（兼）I R室長 工藤信幸、執行役員ネットワーク担当 高畑知美、執行役員経理部担当（兼）経理部長 今津邦博、執行役員営業部担当（兼）海外センター統括・損保引受チームマネージャー 富田勝彦、執行役員RMS部担当（兼）RMS部長（兼）営業部OSSMA担当部長 中村佳恵で構成されております。

執行役員制度の導入に伴い、代表取締役社長及び執行役員を構成員とする執行役員会を新たに設置し、機動的な業務執行の実現を図っております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 (新任)	やまもと ひで き 山 本 秀 樹 (1964年7月26日)	1987年4月 日興証券株式会社（現SMBC日興証券） 入社 北京駐在員事務所長、海外業務室 課長、公共法人部課長等 2004年1月 株式会社東京証券取引所入社 上場部新 規上場サポート室シニアアドバイザー、 北京駐在員事務所長、上場部上場推進室 企画統括役 2011年5月 SMBC日興証券（香港）有限公司入社 Executive Director、Corporate Business Development 2019年9月 Shenwan Hongyuan Securities(Hong Kong)Ltd.入社 Managing Director、 Business Development of Japan 2024年8月 当社入社 顧問就任（現任）	0株
【取締役候補者とした理由】 国内外の投資銀行や株式会社東京証券取引所の上場部新規上場サポート室等の要職を歴任してきた 経験と経営管理に関する豊富な知見を有していることを考慮し、取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 （ 生 年 月 日 ）	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (再任)	よし い しん いち 吉 井 真 一 (1969年7月9日)	2003年2月 当社入社 メディカルオペレーション部 2006年7月 クレームアドミニストレーション部長 2012年4月 内部統制室長 2013年4月 管理部長 2018年8月 CRMソリューション部長 2019年3月 当社取締役就任（現任）、CRMソリ ューション部担当（現任）、インシュアラ ンスクレームアシスタンス部担当 2019年7月 クレームアドミニストレーション部長 2020年3月 クレームアドミニストレーション部担当 （現任） 2021年1月 情報システム部担当 2023年5月 クレームアドミニストレーション部長 （現任） 2024年3月 常務取締役就任（現任）、経理部管掌 （現任） 2024年8月 総務人事部担当（現任）	4,300株
		【取締役候補者とした理由】 当社のクレームアドミニストレーション部長、CRMソリューション部長、管理部長などを歴任し、豊富な実務経験と実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者となりました。	
3 (新任)	しん しん 辛 鑫 (1981年6月17日)	2003年6月 みずほコーポレート銀行大連支店入社 営業担当 2009年4月 株式会社S K カーボン入社 営業担当 2014年7月 当社入社 国際医療事業部 2017年8月 当社中国センター国際医療事業部長 2021年9月 ボイシア合同会社代表 2022年7月 株式会社シンラン代表取締役（現任） 2024年7月 北京協薬臨床薬理実験技術服务有限公司 董事（現任）	31,100株
		【取締役候補者とした理由】 当社の国際医療事業部で医療コーディネート全般に従事するとともに新商品開発、提携病院開拓、Agentネットワークの構築に尽力。また当社の中国現地法人の国際医療事業部長として部署の立ち上げ、人材育成、営業開発等の豊富な実務経験と医療ツーリズムに関する実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4 (新任)	やす ほら たか ひこ 安 原 貴 彦 (1963年4月16日)	1986年4月 株式会社富士銀行入社 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行香港支店 参事役 2010年5月 株式会社みずほファイナンシャルグループ 人事部参事役 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行ソウル支 店長 2013年7月 株式会社みずほ銀行ソウル支店長 2014年4月 株式会社みずほファイナンシャルグループ 執行役員国際業務部長 2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員国際業務部長 2016年4月 株式会社みずほファイナンシャルグループ 常務執行役員東アジア地域本部長 2016年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員東アジア 地域本部長 2019年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取営業統括 役員 2020年4月 同 取締役副頭取 業務執行統括補佐 2021年4月 みずほ第一ファイナンシャルテクノロジー 株式会社代表取締役社長（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 株式会社みずほ銀行とその関連会社において代表取締役社長等の要職を歴任してきた経験と、経営 管理及び営業に関する豊富な経験と見識を有しており、当該知見を活かした専門的な観点から取締役 の職務執行に対する監督、助言等を行うこと、及び客観的・中立的立場から当社の役員候補者の選定 や役員報酬等の決定に関与し、監督等を担う役割を期待して、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安原貴彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、安原貴彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る
予定であります。
4. 当社は、安原貴彦氏が取締役選任に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定
に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契
約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、
被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。

各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の、事業報告（16頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役勝田和行氏、三宅秀夫氏は辞任いたします。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1 (新任)	井 坂 俊 達 (1969年11月12日)	1990年11月 井上斎藤監査法人（現あずさ監査法人） 入社 1994年4月 公認会計士登録 1996年9月 メリルリンチ証券会社東京支店（現Bofa 証券株式会社）入社 2000年5月 井坂公認会計士事務所開業 2005年1月 システム・ロケーション株式会社監査役 2015年6月 同管理部管掌取締役（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として監査法人での業務経験や証券会社での業務経験に基づく企業会計に関する専門的な知識を有しており、特に財務・会計等の専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を担う役割を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2 (新任)	戸 賀 智 子 (1974年 9 月 12日)	1996年 4 月 野村證券大阪支店入社 1999年 4 月 株式会社ASK PLANNING CENTER入 社（現ASK GROUP HOLDINGS株式 会社） 2008年 3 月 同社取締役就任 2016年 6 月 株 式 会 社 ASK BUSINESS MANAGEMENT 取締役就任（現株式 会社ASK MARKETING AGENCY） 2019年 8 月 ASK PLANNING株式会社取締役就任 2019年11月 株式会社ASK planning international 代表取締役就任（現任） 2024年 6 月 株式会社ASK MARKETING AGENCY 代表取締役就任（現任） 2024年 6 月 ASK PLANNING株式会社代表取締役就 任（現任） 2024年 6 月 ASK GROUP HOLDINGS取締役社長 就任（現任）	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 50年以上の歴史を持つ企業グループにおいて複数の会社の取締役を歴任するなど、経営全般に対 して豊富な実務経験を有することから多角的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を担 う役割を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井坂俊達氏及び戸賀智子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、井坂俊達氏及び戸賀智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、井坂俊達氏及び戸賀智子氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、同人らとの間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（16頁）に記載のとおりであります。

以 上